

高所作業をされる皆様へ安全作業におけるお願い

- 劇場空間で舞台設営時および演出上、高所での作業が必要な場合は、転倒及び落下等の危険がありますので、十分にご注意いただきまして、安全作業を心がけていただきますようお願いいたします。
なお、当劇場におきまして、高所作業ついて以下の点に留意いただきますようお願いいたします。
- 労働安全衛生法では、基準となる床面から 2m以上の作業は高所作業と位置付け、墜落制止用器具の着用を義務付けられています。特に 6.75m（約 22 尺）以上の高さにおいては、フルハーネス型の墜落制止用器具の着用が義務付けられています。
- 2m以上 6.75m以下の高所作業においては、胴ベルト型の墜落制止用器具でも法令上問題ないようですが、墜落した際の身体への影響はフルハーネス型に比べて極めて大きいようです。墜落した際、ショックアブソーバ展開分を加えたランヤード（命綱）の長さが落下距離を上回ると、床面への衝突を避けられないため、使用には十分にご注意ください。墜落制止用器具の使用に際しては、落下距離を最小限にするため、ランヤード（命綱）をフッキングするポイントを作業位置よりも高い位置に取ることなどに留意してください。
- 当劇場はヘルメット及び墜落制止用器具の貸出は行なっておりません。
ご自身の体型、体格に合った物をご持参ください。

◆大ホール

①ポータルブリッジ	ヘルメット及びフルハーネス型の墜落制止用器具の着用。
②トーマンタルタワー	原則、ヘルメットの着用。 ※高さ 2m以上に乗る作業においては墜落制止用器具を装着してください。
③脚立	原則、ヘルメットの着用。 ※高さ 2m以上に乗る作業においては墜落制止用器具を装着してください。 転倒防止のため、1 名以上で脚立の補助をしてください。
④スノコ	ヘルメットの着用。 ※不要物のポケットへの収納、落下防止未対策工具の持込は禁止です。

※上記、大ホール①と②と③については、特別教育を修了している事が望ましいです。

◆小ホール

① フロントサイドスポット用天板	ヘルメット及び腰ベルト型の墜落制止用器具の着用
② 脚立	原則、ヘルメットの着用。 ※高さ 2m以上に乗る作業においては墜落制止用器具を装着してください。 転倒防止のため、1 名以上で脚立の補助をしてください。

※上記、小ホール①と③については、特別教育を修了している事が望ましいです。



関内ホール
YOKOHAMA KANNAI HALL